

附 則  
この政令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第十一條及び第二十一條の規定は、公布の日から施行する。

独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名御璽  
平成十九年三月三十日  
内閣総理大臣  
安倍晋三

独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八号）附則第三条第三項及び第十項、第四条第三項（同法附則第七条第三項において準用する場合を含む。）第五条、第六条第三項及び第十項並びに第二十二条並びに關係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

## 目次

第一章 関係政令の整備（第一条—第十六条）

第二章 経過措置（第十七条—第二十六条）

## 附則

第一章 関係政令の整備

（道路運送車両法施行令等の一部改正）

第一条 次に掲げる政令の規定中、「独立行政法人農林水産消費技術センター」を「独立行政法人農林水産消費安全技術センター」に改め、「独立行政法人農業検査所」、「独立行政法人林木育種センター」を削る。

第二条 次に掲げる政令の規定中「独立行政法人農林水産消費技術センター」を「独立行政法人農林水産消費安全技術センター」に改める。

一 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）第七条

二 環境情報の提供の促進等による特定事業者の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成十七年政令第四十一号）第一号

（農地法施行令の一部改正）

第三条 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の第一項第六号中「独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター又は独立行政法人肥飼料検査所」を「独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センター」に改める。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第四条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

人農林水産消費技術センター法（平成十一  
年法律第八百八十三号）第二条の独立行政法  
人農林水産消費技術センター及び農林水産  
消費技術センター法等改正法附則第三条第  
一項の規定により解散した旧独立行政法人  
肥飼料検査所

四十七 旧林木育種センター  
(放射性同位元素等による放射線障害の防止に  
関する法律施行令の一部改正)

第五条 放射性同位元素等による放射線障害の防  
止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二  
百五十九号）の一部を次のように改正する。  
第三十一条第二項第十号から第十一号までを  
次のように改める。

十 独立行政法人農林水産消費安全技術セン  
タ  
十一 及び十二 削除

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等  
の一部改正）

第六条 次に掲げる政令の規定中「独立行政法  
人農業検査所」を削り、「独立行政法人農林水産  
消費技術センター」、独立行政法人肥飼料検査所」

第八条 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）の一部を次のように改正する。  
別表第十七号を次のように改める。

十七 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

別表第一十号から第一十四号までを次のように改める。

二十から二十四まで 削除

（研究交流促進法施行令の一部改正）

第九条 研究交流促進法施行令（昭和六十一年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一号を次のように改める。

一 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

（種苗法施行令の一部改正）

第十一条 種苗法施行令（平成十年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中、独立行政法人林木育種センター」

を削る。

第五条の二に次の二号を加える。  
三十五 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律(平成十九年法律第八号。以下「農林水産消費技術センター法等改正法」という。)附則第八条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる農林水産消費技術センター法等改正法附則第六条第一項の規定により解散した旧独立行政法人林木育種センター(以下「旧林木育種センター」という。)の職員としての在職期間及び独立行政法人森林総合研究所の職員としての在職期間の二に次の二号を加える。  
百三十 旧林木育種センター(平成十八年独立行政法人農林水産省関係法整備法の施行の日までの間におけるものを除く。)  
第九条の四に次の二号を加える。  
四十六 農林水産消費技術センター法等改正

一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十一号）別表第一（第一号）

二 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）附則第二項第一号

三 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第一項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）第一号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部改正）

第七条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「独立行政法人人肥飼料検査所」を独立行政法人農林水産消費安全技術センターに改める。

（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する

一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令  
(昭和三十五年政令第二百九十二号) 別表第一  
二 第二号

二 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令 (昭和五十一年政令第二百五十二号) 附則第二項第二号

三 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第一条第一項の法人を定める政令 (平成十二年政令第五百五十六号) 第一号 (飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部改正)

第七条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令 (昭和五十一年政令第二百九十八号) の一部を次のように改正する。

第四条中「独立行政法人飼料検査所」を「独立行政法人農林水産消費安全技術センター」に改める。

(「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部改正」)

第八条 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令 (昭和六十一年政令第二百八十七号) の一部を次のように改正する。

別表第十七号を次のように改める。

十七 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

別表第二十号から第二十四号までを次のように改める。

二十から二十四まで 削除

(研究交流促進法施行令の一部改正)

第九条 研究交流促進法施行令 (昭和六十一年政令第三百四十五号) の一部を次のように改正する。

別表の七の項第一号を次のように改める。

一 独立行政法人農林水産消費安全技術センターアー (種苗法施行令の一部改正)

第十一条 種苗法施行令 (平成十年政令第三百六十八号) の一部を次のように改正する。

第四条中、独立行政法人林木育種センターを削る。